

宮城県の水田地帯の震災復興 2 —仙台東部地区 農事組合法人せんだいあらはまの事例—

森 田 明

目 次

- 1 はじめに
- 2 震災前の荒浜地区の農業
- 3 震災後の荒浜地区と農業
- 4 農事組合法人せんだいあらはまの現状と展望
- 5 おわりに

1 はじめに

宮城県の被災地では、震災後8年が経過し、農地の復旧がほとんど終了し農業経営が滞りなく行える環境が整ってきた。仙台東部地域については、昨年度の報告で2015年度センサスを用いて高砂、七郷、六郷の3地区の復興の特徴をみたところである。また、六郷地区の農事組合法人井土生産組合、七郷地区の農事組合法人イーストカントリーの事例について報告してきた。同じ津波被災地である仙台東部地域の法人であっても、それぞれが独自の方針の下で、経営を展開していることがわかる。

今回報告する農事組合法人せんだいあらはまは、東日本大震災によりリーダーが不在の状態に陥り、そこから新たなリーダーを作り展開してきた法人として、これまで報告した2法人とは異なった意識と志向をもって展開する法人である。

2 震災前の荒浜地区の農業

荒浜地区は、仙台市若林区の東部、七郷地区の更に東部に位置し、東日本大

震災時には10m近い津波の被害を受けた土地である。震災前には旧集落約400戸に加え、高度成長期に開発されたニュータウン約350戸を合わせて約750戸、約2,700人が住んでいた。そのうち農家は約180戸、約180haの農地があった。実際に農業に取り組んでいたのが、そのうち120～130名ほどで、そのほとんどが70歳以上の兼業農家であった（[1]）。

2006年、水田経営所得安定対策の実施を機に集落営農組合が立ち上げられた（120名、120ha）。1996年に設立された農事組合法人荒浜農産は、震災前には利用権設定70ha、作業受託20haの規模での経営を行い、荒浜地区の農地の半分を耕作しており（[1]）、この集落営農の事実上のオペレーターを担う存在であった。そのリーダーが社長のA氏と専務のB氏であった。特にB氏は、全国認定農業者ネットワークの代表であり、荒浜地区の集落営農組合組合長、荒浜実行組合組合長を兼務していた。荒浜地区の法人は、他になく、残りの農家は個別経営であり、経営規模は1～5ha規模であった。また、この地区の農業生産は、米と転作大豆・麦であり、水田の単一生産とあってよい。

2011年3月11日の東日本大震災では、10m近い津波が、荒浜の海岸に設置されていた5mの防潮堤を越えて数十mも続く防風林をなぎ倒し、仙台東部道路までの間の一切を押し流し、仙台東部道路の法面には流された様々なものが押しつけられるように積み上がっていた。荒浜地区だけで182名もの犠牲者があり、農事組合法人荒浜農産の社長・専務もこの中に含まれていた。農地には海水が入るとともに表土は流され、代わりに津波によるさまざまな残骸が堆積し、施設や機械も流出したり海水に浸された。また、排水機場が津波によって倒壊し、さらに震災によって生じた地盤沈下によって海水がたまり、農地の復旧には時間がかかるものと思われた。

3 震災後の荒浜地区と農業

震災後、この地区を含む仙台東部地区は、2011年11月には農林水産省の直轄事業対象として東日本大震災復興事業を待たずに、復旧が図られることになり、とくに仙台市の計画としては、海岸から県道塩釜亘理線（いわゆる「かさあげ道路」）の間を災害危険区域として集団移転の対象となり人の居住を禁じるこ

とになった。かさあげ道路から仙台東部道路の間は、「食と農のフロンティアゾーン」としての利用が計画された（注）。とくに、安全な土地に人の居住を移すという方針で、住宅の再建は「食と農のフロンティアゾーン」では住宅の修繕は認めるものの、再建については、仙台市街地に集約され、仙台東部道路より東側は、農業のための土地に効率的な利用を図ることが方針とされた。荒浜地区の農地も、かさあげ道路の両側にひろがっており、かさあげ道路より海岸寄りに居住していた人々はもちろん、「食と農のフロンティアゾーン」に居住していた人々も、この土地の農家であっても住宅を新たに建てることは許されず移転することになった。多くは同じ区である若林区内10～20分の距離に住宅を移し、そこから同地に通いで農業にやってくるが、移転に当たって被災者生活再建支援金など一部補助はあるものの（集団移転の対象となる災害危険区域の住宅地については仙台市が買上げた。）再建には多くは自らの費用で対応している。

荒浜地区でそれまで大半を担ってきた農事組合法人荒浜農産は、その中心となるリーダー2名を失い、その子供も引き継がないということで解散した。同地区では復興を視野に入れつつ残された農地をどうするかが課題として残された。農事組合法人荒浜農産に出していた地権者や離農を考えている農家にとっては、耕作してくれる者を再び探さなければならない状況であった。

そのころ、復興のために塩害に強い綿花の栽培を行うために他地区から農業生産法人が「入り作」で入ってくる、しかも100ha規模の経営を希望する、という話が同地区に持ち上がってきた。荒浜農産が震災前に受託していた90haを他地区の法人に持っていかれるかもしれないとの危機意識から、兼業農家ではほとんど農業を行ってこなかったのだが、同郷人としてB氏と昔から親交があったC氏が実行組合長を引き受け、さらに農事組合法人荒浜農産の事務所があった場所に、D氏を組合長として集落営農組合を立ち上げることになった。ただし、当時の圃場はまだがれき等が散乱している状態であり、農業を実際に行うことはできなく、むしろそこに集まった農家のための被災農家経営再開支援事業の経営再開支援金のための受け皿として機能した。

農事組合法人せんだいあらはまの成立 集落営農としてはじめて復旧した土地での作付けが試みられたのは、2013年の大豆40haであり、また翌2014年に震

災後はじめて水稻の作付けが行われた。また、同年から2017年まで、荒浜地区100haの農場を対象に、圃場区画を従来の30aから90a区画にする圃場整備が通年で施工されることになった。仙台東部地域は、復興事業ではなく農林水産省の直轄事業であったことから、30a区画だった原状回復を経ず、一気に土地改良に至る工事が行われた。

このようなハードの復興と同時に、その土地所有者の利用のあり方についても検討が行われた。2013年12月からは荒浜地区の農地の利用について、J A仙台・東北大学・仙台市・仙台農業改良普及センター、それに東北大学農学部の伊藤房雄教授などともに話し合う、「荒浜プロジェクト」が立ち上がり2ヶ月で1回のペースで話し合いが行われた。2012年にJ Aが同地区に行った営農意向のアンケートを行っているが、その半数近くが「やめたい」との意向をもっており（[2]）、また、住居がバラバラになってしまった状況乗り越えて農地利用の未来展望を図るためのプロジェクトであった。その結果、2014年12月には、集落営農組合の法人化が行われることになり、「農事組合法人せんだいあらはま」が誕生し、2015年1月に登記が行われた。「せんだいあらはま」としたのは、亘理町にある荒浜との混乱を避けるためである。また、圃場整備が進み整地された圃場をみるに従って農家はやる気を取り戻していったという。

法人の設立に当たっては資本金530万円である。出資者が同地区の農家41名で各10万円を出資し、またJ A仙台が120万円を出資しており、農事組合法人井土生産組合と同様に農協のバックアップが行われている。なお、同じ復興にかかる農業関係の法人であっても株式会社となる法人には農協は出資していないという。

農地の集積 農地の集積を行うためには、約100人もの地権者がいるため、農家一人一人と利用権設定を行うのではなく、農地中間管理機構を通して一括利用権設定を行ったという。先に述べたように30a区画の原状復帰を経ずに90a区画に拡大したことが可能にしたものと考えられる。原状回復し復旧した姿をみた場合、農家が自ら耕作しなくなったり、あるいは貸すに際してもかつての状況を前提とすることもありうるが、震災直後の悲惨な農地のイメージのまま、圃場整備が行われ、動かしがたい大区画圃場の現状のみを目にすることが、こうしたことを可能にした要因だろう。そのために、1つの圃場に複数人の所有

(5人というところも)ということもあるものも発生している。現在はまだ換地が行われている。換地に当たっては、できる限りかつての状況に近くなるよう元の所有者に配慮しつつ、団地化することで作業の効率性を上げるよう工夫を行っているという。本換地が終了する2021年3月を予定している。残念なことだが、こうした圃場整備と複雑な換地の結果、多くの農地所有者・農家が自分の圃場がどこであるのかわからなくなっているだろうし、また、時間を経ていくと関心も薄れていくだろうという。特に1枚の筆に複数の所有者の場合、換地の地図には場所と名前は記されているものの、実際的には場所の特定は困難である。今まで農家であった者は、ただの地権者、地代を受け取る者になっていく可能性は大きい。荒浜地区には、農地が約180haあり、せんだいあらはまが100ha、せんだいあらはまより1年早く法人化した株式会社アグリパートナーズが30ha強、入り作が50haとなっているが〔3〕、それらの農地の借り手は、農地中間管理機構であり、そこから各地権者に地代が支払われる。農事組合法人せんだいあらはま等は、農地中間管理機構から農地を借り受けている立場であり、農地中間管理機構には地代として1万2,000円/10aを支払っている。

4 農事組合法人せんだいあらはまの現状と展望

現在の経営は、約100ha規模である。今年度は、水田作付けは55haほど行った。うち、乾田直播1.5ha、湛水直播と合せて18haほど行っている。移植での生産は37ha。およそ50～60haが通常の稲の作付面積である。直播を行っているのは、育苗施設の苗だけでは、全体をカバーできないことから実施している。

飼料用米の作付けはまったくない。飼料用米は減反面積にカウントされたりするのだが、被災したこの農地では稲の収量が上がらないので利益がでないからだという。

作付け品種は、ひとめぼれのほか、多収穫米として、昨年はまなむすめ、2019年度はまなむすめとゆみあずさを作付けている。多収穫米については、全農との3年契約で業務用として提供を行っている。反収は、業務用米のゆみあずさで9俵半程度、まなむすめで8俵、モチ米が7俵、ひとめぼれが6俵半程度である。この土地でこれほど米が収穫できたことはなく驚いているところで

ある。この土地がもともと砂地なので震災前でおよそ反収で7俵だった。稲藁は販売するところもあるが、被災した農地は土地がやせているのですき込むことにしている。

当初の生産はひとめぼれだけだったが、その後、まなむすめを入れ、更にモチ米を導入した。様々な品種の生産は、収穫期を変えるなどリスクを避けることもあるという。

モチ米の生産は、近年増やしているという。というのも2019年産で90a作付けているが、増産している理由は、地元需要があり仙台市農商工マッチングフェアで紹介された先に直に取引ができるようになったからだという。モチ米の生産には神経を使うので新たに色彩選別機を導入も行った。しかしながら、まだ六次産業化したいとの意向はなく、生産に特化したものとして行うことを考えている。

また、このほかに米の少量需要がある。かつて農家として地元で生産を行っていた人が自分の土地でとれた米を配りたいという縁故米需要が強く、カントリーエレベーターでの混ざった米を嫌がる組合員に対して対応したからだという。そこでこのことに対応するため2015年に復興交付金で小型（30石）の乾燥調整用の機械を導入した。荒浜地区に住んでいた約800戸1,000人の人たちを対象とした需要を考えて行ったものではあるが、規模を将来拡大する考えはまだなく、縁故米を中心に、需要があれば+ α 程度で販売することを考えているという。今年度で12袋ほど（もちを含む。）出荷した。しかしながら、収穫した米の95%はカントリーエレベーターでの乾燥調整になっており、これらはJAに出荷している。

減反としては4割程度割当があり、転作として約40haに麦と大豆を生産している。麦については20haで作付けを行い、今年で反収は390kgである。一方、大豆は40haの作付けを行っており、のべの転作面積は60haになる。大豆に比べて麦の生産をしないのは、麦の価格が安いからである。大豆は、農研機構や営農指導員の指導により収量は徐々に上昇しており、品種によっては反当たり200kg以上とれる。東北大学の伊藤房雄教授や宮城県の普及センターからも、技術や利益率の関係から大豆生産の拡大をすすめられるが、米の生産にこだわらざるを得ないところもあって大豆作のみと言うわけにはいかない。大豆は全

量農協に出荷しており、タンレイ、宮城シロメを生産している。

減反については、七郷地区全体で取り組んでおり、大きなブロックで転作を実施している。というのは、大豆転作の場合、大豆は畦畔からの漏水に弱いので、とんで水田を行ったりすると収穫に影響が出てしまうことから、大きなブロック化が望ましく、そのような形での転作を行っているという。

ハウスは34aほどあるが、うち、全農で開発した水耕栽培のミニトマト（アンジェレ）を1,500本のハウスを3棟で、15aほど生産している。育苗ハウスの育苗後の生産として導入しており、10月いっぱいまでを生産にあてている。3人程度で収穫を行っており、全農に出荷している。ただし、まだ赤字だという。宮城県から新しい園芸作物として紹介のあったマスカットの生産にも挑戦を行っているが、これは来年度の収穫になる。

露地畑が400aあるが、畑については、農地中間管理機構ではなく法人と個人との関係で農作業受託契約を行っている。ただし、これは本換地の終了する2021年3月までの暫定的な関係として行っている。農地中間管理機構を通じて行くと小規模な地権者が多く作業が繁雑になるし、また、そうした契約を行わない者が出てくると耕作放棄地になる恐れもあって、法人がすべて農作業を受託するという形で行うこととした。本換地終了後に、もう一度本契約を行う予定である。

機械等 機械については津波に流されたり塩水につかって使えなかつたりしたため、すべて新規のものである。2013年、仙台市の農業機械リース事業（約2億円）により導入された。トラクター4台、コンバイン（6条）3台、汎用コンバイン2台（40馬力）、田植機（8条）3台である。その後自己資金で購入したものには、田植機1台、小型トラクター2台。リース事業で導入したトラクターが大きすぎて小面積の畑に対応できなかったためという。また、リース期間中に法人化したのが、仙台市としてはリース事業の受け手として当初荒浜集落営農組合であったので、リース期間の7年間は集落営農組合を存続させることとしている。そのため、形式的には荒浜集落営農組合が1階、農事組合法人せんだいあらはまが2階の構造をとるという（[1]）。2020年3月でリース期間は終了する。これからは、修理しながら使用していくことを考えているという。

また、夜間は誰もいないので倉庫には警備保障を付ける必要がでてきた。震災前であれば農家の住居の中に機械倉庫があつて誰かしら絶えず監視が行えたのだが、今はそういうわけにはいかないという。

労働力 働き方としては、先に述べたように居住地が荒浜地区には置けないので、通いによって行う。常時7人が働いている。年齢は、年齢70～80歳代が3分の1、50～60歳代が3分の1、40歳代が3分の1と均等な構成である。また、田植えなどの農繁期には、出資者41名の中で対応可能な者を電話で頼んでいる。時給は1,250円とやや高めだが、これは全員が被災者であり、住居の再建などで入り用があることへの配慮もあるという。

また常用雇用者は2名で、1名は男性で20代後半で法人化する前からの雇用である。もう1名は女性で20代前半で今年からの雇用である。いずれも非農家からの就農である。

今後の展望 農業経営の六次化がさかんに言われているが、どこまで利益があがるのかわからないので農事組合法人せんだいあらはまとしては、しばらくは稲作の単一経営の方針で行くという。また、規模拡大についても、すでに荒浜地区について、個別経営がほとんどなく、もうこれ以上は規模を拡大できない状況である。他の集落に出作として拡大することも考えられるが、今はそうせず、現在の規模で内容を充実させていく方針である。

なお、後継者については、いまのところは明確ではなく養成中といったところである。

5 おわりに

農事組合法人せんだいあらはまの復興については、これまでの経緯もあつて多くの文献で言及されてきたが、それらは復興の過程の中での大規模化が中心の主題であつた。しかしながら、2021年3月には本換地が終了し、ほぼ法人として完全な姿での経営が実現できるようになる。稲作の専一経営として、同地にあつた農家を構成員とし、未だに回復していない地力の下で経営に奮闘するものであり、経営規模の拡大を志向するよりは同地の農地を守り、農業経営を充実させることを志向している農業法人として位置づけることができる。

注

震災から1年後の2012年3月にこの地域を含む若林区一帯に復興特区として「食と農のフロンティア特区」が設置された。これは、仙台市が東日本大震災復興特区として申請を行ったもので、津波被害を受けた農地の再生などを目的とした農業法人や進出企業などに法人税の税額控除や固定資産税の5年間免除といった優遇措置が設けられた。

参考文献

- [1] 石原清史、平林光幸、畠幸司、小野智昭、「宮城県津波被災地域における農業の復興」『東日本大震災津波被災地における農業復興過程に関する現状と課題』所収、2017
- [2] 調査研究部震災復興調査班「被災農地の集積を目指した営農組織づくり」『共済総研レポート』No. 131、2014
- [3] 調査研究部 震災復興調査班「JA出資による被災地農業の担い手、法人支援」『共済総研レポート』No. 138、2015

